

令和2年度 第1回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日 時：令和2年10月29日（木）16時00分～18時00分

2 会 場：千葉中央コミュニティセンター10階 101会議室

3 出席者：

(1) 委員

久保委員（会長）、深山委員（副会長）、榎沢委員、大森委員、片岡委員、上村委員
木村委員、久留島委員、畠山委員、原委員、原木委員、藤田委員、増田委員、岸委員

(2) 事務局

【こども未来局】 峯村こども未来局長、植草こども未来部長

【こども未来部こども企画課】 宮葉課長、安西課長補佐

【こども未来部健全育成課】 酒井課長

【こども未来部こども家庭支援課】 飯島課長

【こども未来部幼保支援課】 枅見課長、大坪幼児教育・保育政策担当課長

【こども未来部幼保運営課】 秋庭課長、田中保育所指導担当課長、薄田職員
担当課長

【保健福祉局健康福祉部健康支援課】 岡田課長

4 議 題：

(1) 子ども・子育て支援事業計画の令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

(2) 令和2年度における教育・保育施設等の整備状況について

5 議事の概要：

(1) 子ども・子育て支援事業計画の令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

(2) 令和2年度における教育・保育施設等の整備状況について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

6 会議の経過：

○安西課長補佐 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第1回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課、安西でございます。よろしくお願いたします。

それでは、まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、「千葉市こどもプラン（第1期）」第1章の抜粋、「千葉市こどもプラン（第2期）」を机

上に配付してございます。

委員名簿につきましては、事前に送付しました資料から一部修正がございましたので、机上配付の資料を、また、座席表につきましても、ホチキス留めをしていない資料をご使用願います。

その他、会議資料につきましては、事前に送付したものをご使用いただきますようお願いいたします。

なお、「千葉県こどもプラン」につきましては、次回も使用いたしますので、机上に置いてお帰りください。

不足等がございましたら、事務局からお渡ししますので、お申し付けいただきますようお願いいたします。

本日は、過半数以上の委員の方にご出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岸委員より遅れる旨のご連絡が入っておりますので、併せてご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の峯村より、ご挨拶を申し上げます。

○峯村こども未来局長 皆さん、こんにちは。こども未来局長の峯村でございます。令和2年度第1回千葉県子ども・子育て会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の児童福祉行政の充実・向上のために、多大なるご尽力、お力添えを賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、この子ども・子育て会議におきましては、昨年度は5回会議を開催させていただきました。そして、「子ども・子育て支援事業計画」の改定のために、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要の見込みとなります量の見込みや、それに対応するための整備方針であります確保方策について、慎重かつ熱心なご審議を重ねていただき、おかげさまで無事に計画を策定することができました。今年度は新たな計画の下で、施設整備などをここまで進めてきております。策定に携わっていただきました委員の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の会議では、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間が昨年度で終了いたしました、前計画の最終年度である昨年度の進捗状況と、5年間の計画期間全体における最終評価について、ご審議をお願いしたいと存じます。

そのほか、今年度からスタートいたしました現計画に対する今年度の教育・保育施設等の整備状況について、ご審議をお願いするものでございます。委員の皆様方におかれましては、本日もそれぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○安西課長補佐 続きまして、このたび委員の改選がございましたので、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

イオン株式会社 ダイバーシティ推進室 室長、藤田 紀久子様。

○藤田委員 藤田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○安西課長補佐 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。久保会長、よろしくお

願いたします。

○久保会長 皆さん、こんにちは。それでは、早速、本日の議題に入らせていただきます。議題（１）「子ども・子育て支援事業計画の令和元年度進捗状況及び計画期間の最終評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の大坪と申します。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、議題（１）につきまして、ご説明を申し上げます。

皆様ご存じのとおり、「千葉市こどもプラン」の第１章に位置付けられております「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、この「子ども・子育て会議」でご議論いただきながら策定し、毎年度、点検・評価を重ねながら、計画を推進していくこととしており、この会議におきまして、報告・意見聴取を行わせていただきます。今回は、令和元年度の実績とともに、５年間の評価を議題にさせていただきます。

それでは、まず、お手元の資料１－１をご覧ください。こちらは、令和元年度の進捗状況の概要でございます。左から、「基本施策」「主な取組内容」「令和元年度の実施状況」を記載しております。本市の子ども・子育て支援事業は、先ほど申しましたとおり、「千葉市こどもプラン」の第１章、基本施策１の部分に該当します。そのほかの２から１１の色がついている箇所につきましては、この会議ではなく、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」におきまして、報告・意見聴取をすることになっておりまして、１０月１０日に報告済みとなっております。

「主な取組内容」をご覧ください。「１ 教育・保育の提供」、「２ 地域子ども・子育て支援事業の提供」につきましては、後ほどご説明を申し上げます。「３ 認定こども園の普及促進」から「７ 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進」までの、新規・拡充事業の実施状況を抜粋したものがこちらでございます。

事業数９につきまして、ＡからＤの４段階で評価をしております。評価基準につきましては、一番下の欄でございます。前倒し実施など、計画以上の成果があった事業をＡ評価、概ね計画どおり実施した事業をＢ評価、計画どおり実施できなかった、遅れ等があった事業をＣ評価、未実施、休止、中止等の事業をＤ評価、各年度において事業予定がなく評価対象のない事業をバー（－）で示しております。

新規・拡充事業９事業のうち、概ね計画どおり実施できたＢ評価が５事業、計画どおり実施できなかったＣ評価が２事業、評価対象なしが２事業となっております。

次の資料１－２をご覧ください。こちらは計画期間の最終評価でございます。事業数、評価基準は資料１－１と同様でございます。５年間の最終評価につきましては、９事業のうち、概ね計画どおり実施できたＢ評価が６事業、計画どおり実施できなかったＣ評価が１事業、評価対象なしが２事業となっております。一番右の欄には、新規・拡充事業以外の取組内容に対する評価といたしまして、ＡからＤの評価ではなく、実施・未実施のみの評価となっておりますが、こちらは合計３７の取り組みで、全て実施となっております。

次に、別紙１抜粋「千葉市こどもプラン新規・拡充事業の進捗状況（抜粋）」をご覧ください。新規・拡充事業９事業のうち、令和元年度評価がＣ及びＤの２事業、実際にはＣ評価のみでございますが、そちらを抜き出しております。

まず、一番左のNo. 2「保育所・幼稚園等合同研修事業」でございます。こちらは、実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響から、予定していた時期に研修会を実施することができず未実施となったことから、C評価としております。

次のNo. 8「休日保育事業」でございます。こちらは、ホームページ等で実施事業者を募りましたが応募がなく、目標値の9か所に対しまして、現事業者数が7か所にとどまっていることから、C評価としております。

次のページ、別紙1「千葉市子どもプラン新規・拡充事業の進捗状況」をご覧ください。令和元年度の欄と、最終評価の欄がございまして、冒頭でご説明した資料1-1、1-2の各評価の基となった具体的な進捗を記載しております。最終評価のうち、C評価となった1事業は、8番「休日保育事業」でありまして、理由は先ほどご説明したとおりでございます。

以上、最終評価におきましてC評価のものが1つありますが、そのほかは全て、概ね計画どおり等となっております。以上が、新規・拡充事業の実施状況となっております。

次に、別紙2「教育・保育の提供」でございます。ここでは、未就学のお子様を通う認可事業であります認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設及び小規模保育事業などの地域型保育事業の提供に関わる実施状況でございます。

表が左右に分かれておりまして、左が「計画策定当初の見込み」でございますが、平成26年度から各年度の4月1日時点の数字を示しております。左から、「量の見込み」には、計画策定時に見込んだ量の見込み、「確保方策」の欄には、計画最終年度の量の見込みに対応した保育の受け皿を確保するために必要な、各年度の4月1日の定員数を定めております。

この計画に対しまして、右の欄に各年度の「実施状況」を記載しております。この事業につきましては、各年度の4月1日の定員で評価を行いますので、最終年度、令和元年度の4月1日につきましては、既に平成31年4月1日の数字で評価済みでございます。ただし、この後、令和元年度に整備をして、令和2年4月にオープンした施設等の進捗につきましても、暫定のものとして、令和2年度の数字を計画に記しておりますので、ご参考までに昨年度の整備実績をお伝えいたします。

令和2年度、一番下の欄の右の実績をご覧ください。「確保内容」のところでございます。「私立幼稚園の認定こども園への移行状況」が、幼稚園型2園でした。その右、「認可外保育施設の認可化の状況」が、保育所2園でした。その右、「既存保育所の定員変更・分園設置の状況」が、保育所の定員増3園、認定こども園の定員増7園、家庭的保育事業定員増が2園でした。その右、「事業所内保育事業における『地域枠』の設定状況」が1園でした。その右、「その他」が、保育所新設などによりまして、合計767人分の受け皿を確保いたしました。

なお、「実施状況」に、見込みと実績の差が書いてあります。計画上の暫定的な目標としておりました確保方策に対しましては、実際の定員は501人足りていないことになっておりますが、実際の保育の利用申込数を上回る定員を令和2年4月1日には確保できまして、ご存じのとおり、待機児童ゼロを達成させていただいたところでございます。

なお、この計画上の目標に及ばなかった主な理由としましては、物件の確保が困難であったことなどにより、整備事業者を予定どおり確保できなかったことが原因と考えられますことから、今年度も、特に需要の高い重点整備地域におきまして、開園後5年間までの賃借料補助を行うな

どの工夫をしながら、引き続き、整備を行っておるところでございます。以上が、別紙2「教育・保育の提供」についてのご説明でございます。

次に、別紙3「地域子ども・子育て支援事業の提供」でございます。こちらは全部で13事業ございますが、時間の都合もございますので、簡単に昨年度の実績や課題等をご説明いたします。

まず初めに、「①放課後児童クラブ」でございますが、市の施設につきましては「子どもルーム」と呼んでいる制度でございます。令和元年度の実施内容につきましては、高学年ルーム33か所開設、社会福祉協議会以外の民間事業者への委託等も実施いたしまして、「見込み③」の欄の一番下、全市の欄に記載のとおり、低学年では9,187人の見込みに対しまして実績が8,421人、高学年では1,400人の見込みに対しまして1,827人を受け入れておりますが、待機児童が増加傾向でありますことから、引き続き、「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」を着実に実施し、待機児童の大幅な削減を図るとともに、委託先の多様化により子どもルームの指導員の確保を図って参ります。

次に、2ページをご覧ください。「②時間外保育（延長保育）事業」でございます。この事業は、保育所等におきまして、通常の事業時間外に保育を実施するものでございますが、令和元年度は、273施設で、延べ6万6,476人の利用がございました。認可施設におきましては、新規開設園を含めて、原則として全ての園で実施するようにお願いをしております。この事業につきましては、量の見込み欄と確保方策欄は、基本的に同じ数値を掲載しております。

次に、3ページをご覧ください。「③-1一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育」でございます。この事業は、幼稚園や認定こども園が、主に在籍している園児を対象に、通常の教育時間外に預かりを行うものでございます。長時間預かり保育事業の補助教材費等に対する補助も実施いたしまして、こちらは計画初年度から量の見込みと同数の確保方策としておりますが、当初の計画策定時の量の見込みが、特に定期利用につきまして過大だったことなどから、見込みと実績に大きな乖離が生じているところでございます。

次の4ページをご覧ください。こちらは「③-2一時預かり事業（幼稚園型以外）」でございます。この事業は、保育所などにおきまして、保育所の入所児童以外のお子さんを一時的に預かるものでございます。令和元年度は、60施設におきまして、不定期利用が延べ1万9,147人、定期利用が延べ2万6,319人ございました。こちらは、保育士不足や事務的な負担を理由に、事業継続が困難であるとして休止している園がございます。量の見込みに対応した事業量を供給し、既存の実施園への負担を軽減するために、休止している園を含めまして、保育士確保と並行しまして、新規実施園を増やす必要があると認識しておるところでございます。

次の5ページをご覧ください。「④ファミリー・サポート・センター」でございます。こちらは、子育て中の保護者を会員としまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行う方の相互援助活動をコーディネートするものでございます。令和元年度は、延べ7,958人の利用がございました。新型コロナウイルスの影響で減となっておりますが、3月の利用数が一昨年度並みであれば、増加していた可能性もあるところでございます。こちらは引き続き、提供会員の新規確保を積極的に進めまして、活動件数の増加に努めて参るところでございます。

次に、6ページをご覧ください。「⑤病児保育事業」でございます。この事業は、病気などで保育所などに預けることができないお子様につきまして、診療所に併設した施設で一時的に保育

等を行うものでございます。令和元年度は9施設、定員56人で実施いたしまして、延べ6,678人の利用がございました。課題等のところにありますけれども、新規園を開設したものの、やはり利用したくても利用できない、お断り人数が未だ高水準であることから、引き続き、ニーズの高い地域への設置促進を継続して参ります。

次に、7ページをご覧ください。「⑥地域子育て支援拠点事業」でございます。この取り組みは、乳幼児や保護者の方が交流する場を開設いたしまして、子育てについての相談や、情報提供などの支援を行うものでございまして、市内では「子育て支援館」「子育てリラックス館」「地域子育て支援センター」がございます。こちらは、お子様の減少及び保育施設に通う子どもの増加により、利用者が緩やかに減少しつつあるところでございます。保護者ニーズに対応できる方策を検討しますとともに、父親の利用を促進するための環境整備なども、今後実施して参ります。

次に8ページをご覧ください。「⑦利用者支援事業」でございます。本市では、「子育て支援コンシェルジュ」と呼んでおりますが、令和元年度から、中央区が1人減員、稲毛区が1人増員の7人体制となっております。こちらは、相談内容の多様化とともに、1人当たりの相談時間が長時間になる傾向がございます。そして、相談件数自体が減少しているほか、スキル向上等の相談体制強化も必要でございまして、2人体制とした稲毛区の効果を検証いたしまして、ほかの区の増員の必要性を、これからも検討して参ります。

次に9ページでございます。「⑧-1子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）」及び「⑧-2子育て短期支援事業（夜間養護等事業）」でございます。それぞれ、5施設延べ437人、4施設893人の児童、お子様等の利用がございました。しかしながら、実施施設の受入余力が少なく、受入が少なくなっておるところでございまして、制度の見直しを具体的に検討する必要があると考えているところでございます。

次に10ページをご覧ください。「⑨妊婦健康診査」でございます。この事業は、妊婦の健康の保持・増進を図るために健康診査を行うものでございますが、引き続き医療機関に委託の上、妊娠中に14回の健康診査を実施しまして、6,623人を対象に、延べ7万7,697回実施したところでございまして、今後も引き続き着実に実施をしていくところでございます。

次に11ページをご覧ください。「⑩乳児家庭全戸訪問事業」でございます。この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問いたしまして、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行うものでございますが、令和元年度は5,689人に対して実施いたしました。課題といたしましては、夜間訪問を実施するなど、全数面接を目指しておりますけれども、外国籍のご家庭など、住民票を日本に残したまま海外で生活している方も多く、全数面接は難しい状況にありまして、居住実態が把握できない児童に関する調査も合わせて、全数の状況把握を目指していきたいと考えております。

次に、12ページをご覧ください。「⑪-1養育支援訪問事業」でございます。この事業は、養育支援が特に必要なご家庭に対しまして、その居宅を訪問して、養育に関する指導・助言等を行うものでございますけれども、昨年度、1,630人に対して実施いたしました。課題にもありますとおり、対象となる家庭が抱える課題が多様かつ複雑になっておりまして、支援にもより高度なスキルと時間を要する状況となっております。

次に、13ページをご覧ください。まず、「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」でございま

す。この事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案いたしまして、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文具等の購入に要する費用や、行事参加費等を助成するものでございます。昨年度は、45施設において実施しておりまして、今後も継続して着実に実施していく予定でございます。

その下、「⑬多様な主体の参入を促進する事業」でございます。この事業は、教育・保育施設等への多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の事業拡大を図るものでございます。昨年度、新規施設32か所への巡回指導を実施したところでございまして、今後も、引き続き指導員の増員など、支援体制の充実を図りまして、事業の拡充に努めて参ります。

続きまして、ただ今ご説明しました13事業以外の事業計画の各取組内容に対する評価を、次の別紙4に整理しております。こちらには、5年間の最終評価を掲載しておりますが、かなり事業数も多いので、左から4番目の欄の基本施策の取組内容No.ごとに、ごく簡単ではございますが、取り組みの概要をお伝えして参ります。

まず、1ページ目は、先ほど別紙3で評価をした13事業でございますので、2ページをご覧ください。こちらは、基本施策No.3「認定こども園の普及促進」でございますが、私立幼稚園の説明会や、実際に移行する園の保護者向け説明会への同席などをいたしまして、支援を実施したところでございます。

次に、基本施策のNo.4「幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）」でございますが、先ほど別紙1の新規・拡充事業にて説明した取り組みで、進めて参ったところでございます。

その次、2から5ページにかけまして、基本施策のNo.5「教育・保育等の『質』の確保・向上」でございます。まず、5-1「教育・保育人材の資質の向上」につきましては、千葉市幼稚園協会や、千葉市民間保育園協議会の研修事業への補助や、保育士養成施設である市内の3短期大学への委託により、子育て支援の現任研修などを実施していただいているところでございます。次に、5-2「教育・保育人材の確保」でございます。いわゆる「潜在保育士」の再就職支援研修や、市内3短期大学と連携したサバティカル研修、キャリアアップ研修などを実施いたしました。その次、5-3、5-4「教育・保育等の『質』の向上」でございます。こちらは、「社会福祉審議会設置認可部会」におきまして、専門家である外部委員の皆様のご意見を聴取いたしまして、保育所等の審査を的確に行うとともに、定期的な施設監査、あるいは市の嘱託職員による巡回指導などによりまして、適切な運営の確保を図るなどの取り組みを行ったところでございます。次に、5-5「放課後児童クラブにおける『質』の確保・向上」でございます。こちらにつきましては、別紙1での新規・拡充事業とともに指導員及び補助指導員の方に関する研修などを実施したところでございます。

そして、5から6ページにかけまして、基本施策のNo.6「障害のある子どもへの教育・保育等の提供」でございます。こちらにつきましては、保育所等での障害児保育、あるいは特別支援教育における教員の方への加配補助、保育所への医療的ケア児の受入れ、放課後児童クラブの障害児の受入れとともに、研修や巡回指導などを実施したところでございます。

そして、6から8ページにかけまして、基本施策のNo.7「出産・子育て期におけるワーク・ラ

イフ・バランスの推進」の取組項目でございます。こちらにつきましては、7ページにもありますけれども、市内の中小企業に対しまして、男性労働者の育児休業に助成金を支給する取り組み、あるいは男性の子育てを支援するための他団体等と連携いたしました講座や、イベントの実施、「イクメンハンドブック」の配布などを行っております。

以上、大変駆け足になりまして恐縮でございました。簡単ではございますが、議題（1）の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。では、岸委員よろしくお願ひいたします。

○岸委員 岸でございます。2点ほど伺いたいと思います。

1つは、「子育て支援コンシェルジュ」ですが、中央区が減員して稲毛区が増員したという話です。たしか、中央区の増員は昨年度だったと思います。それが1年で減員し稲毛区に移ったというのは、それによって何か新たな調査対象といいますか、そういったものがあって、中央区は2人でやるのを終えて、7人の枠は変えていないわけですから、この辺りはどうなのでしょう。今後、場合によってはもう少し増員して、各区の数を増やすという、一つの調査のためにこういったことをしたのかをお伺ひしたいと思います。

もう一つは、直接これと関わるか分からないのですが、多様な主体の参入のところで、特別支援の話が出ていたのですけれども、今、市内で、療育を名乗る様々な団体・施設が増えてきています。歓迎すべきなのか、そうではないのかということが、非常に幼稚園の現場でも悩ましい部分があります。うまい言葉が見出せないのですけれども、ある種、そういったお子さんやご家庭の弱みに付け込んでいのではないかという気がしないでもないです。こちらの側、保育の側から見ると、「ちょっとそれは違うだろう」ということがあったりして、この療育と名乗っている人たちは何者なのかがよく分かりません。特別支援に対する需要が増えているだけに、ある種、商売的にそういうものをなさっておられる方がいらっしゃるのではないかと、心配しております。

1つは、療育センターのキャパシティの問題があると思いますけれども、その辺りのことを、市としてもある程度確認しておられるのかどうかを、これは誰に聞いたらいいいのか、療育という言葉はそんなに簡単に使っている言葉なのかということも含めて、皆様のご意見を伺いたいと思ひマイクを取らせていただきました。

○久保会長 それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

○栞見幼保支援課長 幼保支援課でございます。

まず、「子育て支援コンシェルジュ」が中央区で1人減員、稲毛区で1人増員となった点についてですが、1つの区あたりに1人ずつ配置している中で、1つの区に2人配置をして、その効果を検証して、ほかの区にも広げていこうという計画でございました。それで、まず中央区に配置させていただいたのですが、2回くらい自己都合での退職が続いてしまった状況がございまして、改めて稲毛区に場を移して、1人増員をして、その効果検証をして、ほかの区の増員を検討したいというところでございます。

ただ、稲毛区で増員しましたが、今年前半は新型コロナウイルスの影響でなかなかアウトリーチといいますか、出張の相談などができない状況がございまして、今後、効果などを検討して参りたいと考えております。

○久保会長 それでは、特別支援についても、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

お話のあった療育と銘打った団体ですが、恐らくですけれども、保健福祉局所管の通所サービス等が含まれるかと推察いたします。他局の話ということもあるのですが、ご懸念を共有させていただきまして、適切な支援体制を構築できるようと思っております。あとは、保育所や幼稚園等でも、適切にご相談に乗っていただければ非常にありがたいと思っております。引き続き情報交換をして、適正に進めていくようにいたします。

○久保会長 岸委員、よろしいですか。

それでは、そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。原木委員、よろしく申し上げます。

○原木委員 1つは、事業6-1の医療的ケアの話ですけれども、数がすごく少なく、医療的ケア児の受入れが公立4人、民間5人となっております、実際、現場ではもっとやっていると思いますけれども、例えば呼吸器がついている子など、すごく重い子たちを含めていて、軽い子に関してはこの数には入っていないと思います。やはり、その辺の医療的ケアというのを、どういう医療的ケアと見るかという話は、今までも幼保運営課と、私たち小児科医会などでもいろいろ話し合っているのですけれども、重い子と軽い子の受入体制をやはり変えるべきであるということと、重い子に関しては、保育園での受入れはとても無理で、この子たちはまた別の受入先を見つけるべきだとすごく思っていて、レスパイトとか、そういう病院とか、医療機関と連携して受け入れる体制を作るべきだと思いますし、逆に呼吸器がついていなくて歩ける子たちに関しては、保育園、保育所でも積極的に受け入れてほしいと思います。例えば、私が今日健診してきた保育園でも、本当にお尻のケアだけなのだけれども、医療的ケアの枠に入っている子がいます。そういう子は、「もしかしたら普通の保育園で受け入れてもらえないかもしれない」とお母さんは心配していて、そういう子たちに関しては、普通の保育園でも受け入れてもらえるようにするなど、保育現場で柔軟な考え方をしていっていただければと思いますので、その辺りを、また色々協議させていただきたいと思います。

もう一つは、事業4-1です。幼保小間の交流の促進ってものすごく大事なことだと思うのですけれども、少な過ぎるのではないかと思います。年2回協議会を実施しているのと、あとは各区2校ずつ指定して、近隣幼稚園、保育所等と交流活動を実施したと書いてありますけれども、全部の保育所と学校がやるべきだと思います。実際、現場では保育所から学校に情報をお願いするのはやっていると思うのですけれども、もっと、全部の保育所から必ず学校に連絡が行くようにするシステムを作っていただけたほうが、絶対にいいと思いますけれども、その辺りの考えはいかがでしょうか。

最後ですけれども、療育の話です。これは私たちもすごく悩んでいまして、確かに色々なパターンの療育があって、岸先生のおっしゃるとおり、どういうことをやっているのかよく分からないところもあります。実際、外からは見えません。お母さんたちの話を聞いて、やっていることを理解するしかありません。

○岸委員 まさにそうです。

○原木委員 私たちが、実際に相手が見えているときは、「あそこに行きなさい」などと言えるのですけれども、そういうのをきちんとどこかで管轄して、特徴を捉えるとか、ある程度、それこ

そ療育施設も質の確保であるとかをやってほしいです。あと、相談支援事業所というのがあるじゃないですか。療育施設に行くには高齢障害支援課に、こういう療育をしたいということをお母さんが出して、それを相談支援事業所の人が受けて、相談支援事業所が療育施設を選んで配置する、事業計画を立てることになっていると思いますけれども、相談支援事業所にも色々なところがあります。だから、その辺も全く何でもいいからやってくださいではなくて、やはりどこかが管轄して、ある程度、質の確保や内容などを安全に見ていただくというのはすごく大事なことでと常日頃感じておりますので、その辺り、よろしくをお願いします。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

2番目にご質問いただきました幼保小の交流です。これにつきましては、おっしゃるとおり、この活動のみで終わらせるものではございません。ほかにも、例えば私どもの幼保支援課で、幼稚園、認可保育園、公立保育所のモデル園を1園ずつ選んで、千葉大学のご支援を受けまして、アプローチカリキュラムを策定する、そういった取り組みを3、4年間行って、さらにそれを研修会で広めるといった取り組みも行っています。そこに出席していただいている各幼稚園、保育園が、またそれをヒント・足がかりにして、それぞれの園で活動を進めていただけるように、我々も周知を、ほかのチャンネルでも図っておるところでございます。

ただ、なかなか研修も行いにくい環境になって参りましたが、例えば好事例をたくさん拾って皆様にご提供する等々で、引き続きこれからの時代でも実施できる取り組み、何かそういったものも発信して、どこの園でも工夫して小学校等との交流を図れるように努めて参りますので、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

3つ目の療育につきましては、ありがとうございます。これも恐らく計画相談支援事業者等々のお話かと思えます。これも他局所管ではありますけれども、情報の共有を図りまして、引き続き適正な支援に努めて参ります。ありがとうございます。

○久保会長 では、情報の共有等よろしくお願い申し上げます。もう一つの質問について、お願いいたします。

○秋庭幼保運営課長 医療的ケア児の保育園等への入所についてですけれども、委員がおっしゃられたとおり、安全面には十分配慮しつつ、ある程度臨機応変といえますか、可能な限り受け入れる方向で、引き続き我々も努めて参りたいと思っておりますので、またご助言等ぜひよろしくお願い申し上げます。

○久保会長 よろしいでしょうか。では、次に原委員、よろしくお願い申し上げます。

○原委員 私事で恐縮ですけれども、このたび妊娠しまして、こちらの事業等々を利用させていただく立場になったのですけれども、良かった点と悪かった点、感じたことがいくつかあります。

まず、良かった点が2つありまして、前回出産したときよりも妊婦健診の補助額が増えているということと、妊婦健診の際に自己負担があるということ、きちんと母子手帳をもらった際に説明してもらえたことは良かったと思えます。あと、窓口で色々質問させていただいたのですけれども、そのことに対して正直に答えてもらえたことは良かったと思えます。

悪かった点というのが、うちは実家が、義父が九州の離島で祖母の介護をしているのですが、それ以外はみんな鬼籍に入っていて、実家力というものが全くないので、8-1の子育て短期支

援事業や、8-2の夜間養護等事業を利用したい旨を伝えたのですが、定員がいっぱいで、出産等の緊急な事態では利用できないと窓口で断られたので、実家力がなくても兄弟を産める環境を作ってもらえると、こちらとしてはとてもありがたいです。以前は、兄弟で入れる総合ケアなどもありましたけれども、そちらも今はやっていないらしく、今どうしようかなと考えているところです。

2点目が、育休が取れるか分からなかったのが、育休が取れない場合はどうなるのかを「子育て支援コンシェルジュ」と相談させていただきました。3歳児から新規で保育園に入れることは可能なのか中央区で質問させていただいたのですが、「小規模の定員の最優先でいっぱいになって、新規の3歳児の保育園の受入れはまずできないので、幼稚園やこども園を検討してください」と言われて、一応幼稚園の説明会なども参加させていただいたのですが、説明会などに行くと、今年はコロナの影響もあって、預かり保育も市から定員が決められているので、毎回預けられるわけではないという話を聞かされて、1号でこども園に入れて、もし空きがあれば2号にはなれるけど、でも2号になれなかったときに、もしまた同じような状況になって、預かり保育を利用したいけれども、利用できない状況になったときに、果たして私はまた仕事ができるのだろうかという疑問があったので、3歳児からの保育の量の見込みって実際のところ足りているのか疑問になって、3歳児で新規で申し込まれる方は、どれぐらいいるのだろうかという素朴な疑問が浮かび上がりました。

○久保会長 では、妊婦健診の話は質問ではないですか。

○原委員 質問ではないです。

○久保会長 それでは、実家がなくてもそういった方々がきょうだいを産める、そのような体制についてどのようにお考えかという質問ですが、事務局からお願いいたします。

○飯島こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

ショートステイで、子育て短期支援事業をお申込みになって使えなかったということですが、各施設に受入態勢の改善を依頼しているのですが、施設側から従事する職員の確保等に至っていないと聞いております。職員を配置するための雇用経費の確保について調整はしているところですが、実現に至っていないところがございます。今後も引き続き、職員の確保に繋がって受入れができるように進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○久保会長 もう一つ、3歳児の入所について、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

先ほどお話がありました、3歳児の入所についての状況でございます。まず、ご意見ありがとうございます。大変厳しいと、窓口でそういった声があるということは重く受け止めます。なお、そもそも、5年間の事業計画におきまして、3歳以上児も含めて保育所等の整備は全市的に進めていきますので、作らないということはまずございません。ただ、やはり場所によって、非常にニーズが偏在する等の問題点があると認識しております。区においても、入所待ちが多いところとそうでないところが非常に極端になっていると思っております。今年度もそうですけれども、重点地区にはより整備補助を厚くする等をして、3歳以上児も含めた新規保育所の整備を引き続き進めて参りますので、ご安心できるように努めて参ります。

幼稚園の預かりについてですが、新型コロナウイルスで定員が設けられているというのは、私

も初耳でございますが、情報としてお預かりいたしまして担当に伝えます。色々ご意見ありがとうございます。

○久保会長 それでは、上村委員お願いします。

○上村委員 ショートステイ、トワイライトステイのところ、どの立場で発言していいかわからないのですけれども、ここ何年も制度の見直しと人員の確保というところで、現場も市と協議をしているのですが、はっきり言って人は集まっていなくて、配置基準が変わって、今、施設が小規模化している関係で、通常よりも多い、今まで6対1だったのが5.5対1、4対1と移行していく中で、通常の職員を多めに採用しています。それすら確保ができなくて、定員を減らして施設運営をしているところが多いです。例えば、市内ではないのですけれども、120人定員だったところを100人定員まで減らさないと、職員に対して子どもの数が合わないです。そのことで、ショートステイ用の施設も、大規模な大舎型という合宿所のような暮らしから、ユニット型や小規模という形で移行しています。建物も古くなったので建て替えをしたりして、ショートステイ用の部屋を用意したり、トワイライトステイ用の部屋を用意したりしているのですが、いつ来るかわからない予約のために、職員1人のシフトを組んで入れることもできません。予算だけではなくて、そういう状況もあります。併せて、入所している子どもたちが、非常に重たいケースの子が多くて、通常だったら社会的養護なので家庭の中で育つことができない子どもたちで、プラス虐待を受けていて、かつ施設もボーダーレス化しているので、障害を持っていたり、発達に課題があったりということで、これまでの養育よりも難しくなっていて、本当は受け入れたいけれども、なかなか家庭でのお子さんたちを受け入れられる現状にないという現場の意見がやっぱりあって、ただ何とかしなければとは思っているし、自分たちが受け入れることによって、原委員のように出産で利用したいというご家庭もあれば、短期的に引き離れたほうが子どもにとっても親御さんにとってもいいであろうという場合もあって、様々、ショートステイやトワイライトステイの使われ方が、多様化していると思います。そういう現状があるので、この制度自体も前からあるのですが、児童相談所の保護所と同じで、雑多にニーズとして一括りではなくて、制度の見直しで具体的に検討と書かかれているので、それをするのであれば、千葉市としてニーズによってどのような利用の仕方ができるのか、それこそ緊急保護的に必要な場合と、出産等、あらかじめ日程が緊急でない限り出産は大体目安があります。そういう場合の予約的な利用と、どういうところにニーズが発生するのかを分けて制度の再構築ができれば、受け入れる側も予見しやすいです。なかなかアルバイトを急遽雇ってその日だけ入ってもらうというわけにもいきません。もともと生活している子どもたちがいるところですので、その辺りの、非常に難しいですけれども、実際に使いたくても使えなかったという声があることを受け止めていただくのと、併せて、本当は使ってもらいたいけれども周知されていないです。原委員のように、熱心に調べて自らアプローチできる方と、そうでない方がいるので、本当に制度として子育て支援のために必要なのであれば、どのように周知していくかも併せて検討いただければと思います。

○久保会長 今のお話は、ご意見ということでよろしいですか。

○上村委員 はい。

○久保会長 それでは、木村委員、続けてお願いいたします。

○木村委員 先ほどお話があった、3歳児の入所がきちんと確保されているのかというご意見とも

少し重なっていくのですけれども、この別紙3の13「多様な主体の参入を促進する事業」ですけれども、こういう報告で上がっていて、今年は32か所巡回したとのことですが、基本、まず多様な主体の参入を促進する事業という項目は、「子ども・子育て支援法」ができて、そこに附帯されているのでどうしても出てくるのですけれども、だからと言って株式会社、NPO、どんな法人でもどんどん参入して、後ほど次の項目でまた関連の意見を述べますが、この巡回指導等では保育の質の確保がとてできないだろうということと、もし指導するのであれば、例えば今、新規で入ってくる新しい保育園というのは、長い経験はないところが多いです。もちろん、あるところもあります。なので、株式会社立が全部駄目だと言っているのではなくて、そういうことができていない小規模や、無認可から認可に上がったようなところは、例えば給食の対応であるとか、保護者対応であるとかを、個別にきちんと指導なり適切な監督をしていかないと、またそれは運営面でもそうですが、そういったことをここに配られている、32か所巡回指導しましたからでは、指導員が来て、それで保育内容が向上するとはとても現場サイドからすると解釈できないので、新規の多様な主体の参入を促進する事業をもっと深掘りしてきちんとやらないと、ただ量が増えて、質の低下したところがどんどん増えてしまうような気がしますので、その辺は注意いただきたいと思います。

○久保会長 今のお話は、ご意見ということでよろしいですか。

○木村委員 はい。

○久保会長 では、畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 認定こども園についてですけれども、重点施策でやっていて、認定こども園が新規に幼稚園から移行したのが2園ということです。制度が始まったくらいに、千葉市は県下の中でも認定こども園に移行したところはかなり多いのですけれども、最近、県も100園ぐらいまで認定こども園が増えてきて、見てみると結構、建設資金でかなり思い切った資金を助成しているところも増えてきています。その辺の検討と、もう一つ、マーケティングというか、今度、幼児教育無償化になって、定員割れしている幼稚園の実態もかなり分かってきます。市でも拮めるのではないかと思いますので、そういうところの移行を、認定こども園になったらこのくらいの収入が増えるとか、そういうことをきちんと説明して、計画的に移行を進めたらいいのではないかと思います。

もう1点は、幼稚園も保育園も一緒なのでしょうけれども、今、保育士の求人に変な苦勞しています。その辺のところ、千葉市の養成校などを見てみると、そこも子どもが定員割れしています。そこからまた教育実習に行くと10%ぐらいの人が保育所や幼稚園の教員になるのを辞めるといった話が起きています。世の中を見てみると、コロナで失業者も増えてきています。今、千葉市でやっている、2か月ぐらい研修したら保育士の補助ができる研修など、そういった制度を拡充して、特に土曜日や日曜日、それから、朝早い時間や夜遅い時間など、そういう時間で雇える保育士の養成をしていただけると助かると思いました。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長です。

まず、認定こども園への移行につきまして、ご意見を頂きありがとうございます。まず、建設補助等の助成につきましては、我々もやっておるところでございますけれども、引き続き、情報

収集に努めまして、活用できるか検証して参ります。

次に、委員がおっしゃられたマーケティング、要は、より攻め込んで、こちらから移行を促すということですが、確かにそのとおりでございまして、認定こども園の移行数が一昨年と昨年、昨年と今年、確かに減っております。それは、やはり認定こども園へ当初から移行をしたいと思っていた方々が移られて、もう少し踏み込んだお誘い等が必要な時期に来たのではないかと考えております。おっしゃるとおり、運営面でのメリットもそうですが、どうしても保育時間が長くなりますので、そういった不安や今の園に与える影響について丁寧にご説明をして、ほかの園での事例や、さまざまな規模の園が移行して色々な事例をストックできておりますので、それぞれの良かったところ、悪かったところなども丁寧にお話しして、更なる移行に努めて参ります。これは、先ほどお話のあった2号認定の定員の確保におきましても、既存園の良質な環境を活かせるという意味でも、非常に意味のあることだと思っておりますので、引き続き進めて参ります。ありがとうございます。

○久保会長 研修について、事務局、お願いいたします。

○秋庭幼保運営課長 子育て支援員研修についてですけれども、これは今、年間で2回もしくは3回実施しているところです。また、千葉県でも研修をやっております、お互いに連携して、県の研修も受けられるようにしております。委員がおっしゃられたように、子育て支援員は、施設側でもかなり需要が高いと認識しておりますので、回数の増というのも、今、研修そのものが年間でみっちりほぼ入っているような状況でございますので、簡単ではないとは思っておりますが、拡充についても検討して参りたいと思っております。

○久保会長 よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい。

○久保会長 そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 まず、幼保小の連携・接続の取り組みについてですけれども、別紙1で説明してくれた中では、検討会議を設置して、そこでいろいろ運動をして、この5年間の取り組みとしては、モデル園を指定して取り組む等々をやっておりますので、小学校の教員と幼稚園ないし保育所の保育士の合同の研修は行われていますか。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 今、ご質問のあった合同の研修につきましては、例えば、このモデル園の取り組みの発表の機会に、そちらに連携小学校の教員、教員支援員等にお越しいただく、あるいは今年度も、新型コロナウイルスの対策のため研修という形では行いませんでしたが、モデル園と千葉大学の座談会を行いまして、そこにやはり連携小学校の主任にもお越しいただいて、一緒の場でご意見を頂いて、それを幼稚園、保育園とともに小学校にもその結果を伝えまして、注意喚起等を図ろうと、そういった取り組みは行っております。

○榎沢委員 最近ということですか。今年度ですか。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 はい。座談会は、この9月です。

○榎沢委員 幼保小の連携において一番ネックになるのが、小学校の教員が幼稚園、保育所のカリキュラムを理解できていないということです。幼稚園、保育所の先生方は、子どもたちが小学校へ行ったらどういう教育を受けるか教わっています。でも、小学校の教員は自分たちがやってい

ることしか知らなくて、幼稚園、保育所は遊ばせているというぐらいにしか昔は思っていないでした。それぐらいに認識が低いです。だから、幼保小の連携を本当に充実させるためには、小学校の教員が、幼稚園や保育所の保育についてどうやって認識を深めるか、高めるかということにかかっていると私は考えています。国立の附属幼稚園や附属小学校があります。千葉大もそうです。幼稚園は、一生懸命小学校に働きかけて連携をしたいと言っても、小学校の教員で関心を持ってくれる人がほとんどいないということを以前聞いたことがあります。それくらい、小学校教員の意識が非常に低いということです。ですから、幼保小の連携を本当に充実させていくのであれば、小学校の教員を特にターゲットに置いて、幼稚園、保育所でどのように子どもが育っているのかについて、十分理解してもらい研修等の取り組みが必要だろうと思います。現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針、それから認定こども園教育・保育要領において、改訂になったものを以前のもの比べてみますと、幼保小の接続にかなり力点を置いてきていると私は読んでいます。それは、国もそこが大事だと言っているということが分かるのですけれども、かなり慎重に考えておかなければならない問題だと思えます。幼稚園、保育所と小学校の例えば合同学習とか、それは昔からあるわけですが、それをやればいいというわけではなくて、実はそれがどのように行われて、それぞれの幼稚園のカリキュラムの中にどういう意味を持つか、ということまで綿密に考えてやっていくことがとても重要なので、やはり幼保小の接続に関しては、今、千葉大の先生方が関与しているのでしょうけれども、どういうことを考えなければいけないのか、現行の保育所保育指針や幼稚園教育要領をどういうふうに解釈するべきかなど、そういうところから十分な検討を現場の先生方と一緒にやっていくことをしないと、数をいっぱい行えばいいというわけではないということです。幼稚園、保育所のカリキュラムが何を狙っていて、それがどのように小学校に繋がっていくのかという、その接続の仕方について十分な理解をしていかないと、表面的な活動ばかり増えてしまう懸念があるので、研修といいますか、そこをぜひ指導して考えてもらって、特に千葉大の教育の先生方は専門家だと思うので、その辺のことについて十分な知恵を頂くことが必要だと思っています。

あと、もう1点ですけども、保育園や幼稚園の合同研修、今回は新型コロナウイルスのために研修ができなかったということなのですが、過去のこれまでの5年間のものを見ると、幼稚園や保育所の会員同士の園の相互視察というのを実施したということがあります。これは具体的にはどのようなことをされたのでしょうか。

○久保会長 それでは、事務局お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 まず、小学校の教員のご理解を深める研修の取り組みにつきましては、千葉大学の先生方とお話をしている中でも、もちろん小学校の方々だけというわけではないですが、そのような課題があるというのはお会いするたびにご指摘を頂いているところでございます。

それを、おっしゃるとおり合同で同じ場において学習活動することも大事ですが、カリキュラムベースで、どんなことをしていて、どのように工夫していくか、あるいはお互いがどのように幼児期に育っていただきたいのかというのを、共有して進めることが大事ということもご指導いただいております。具体的な活動にどのように落とししていくかは現在検証中でございますけれども、今の大変貴重なご意見を賜りまして、引き続き検討をして参ります。

あと、合同の研修でございますけれども、主に有識者の方のシンポジウムですとか、ディスカッション、そういったものも年に1回会員のご協力を得て実施しておるところでございます。大体年1回、そういった公開の研修の機会を設けております。

○**榎沢委員** 幼稚園と保育所の相互理解も大事だと思うのですが、例えば、視察して終わってしまうということだとほとんど意味がないです。ですから、そこに誰か助言してくださる方が関与するということや、そこでどういう会話や話ができるかを考えていかないと、あまり有意義な成果が出ないのではと思います。

○**畠山委員** いや、そんなことないです。

○**久保会長** では、畠山委員、お願いします。

○**畠山委員** 私、幼保でやる研修会は、ほぼ全部参加しています。それで幼稚園の保育、保育士も、私も認定こども園だから特にそうですね、保育教諭ですから、同じようなテーマで共通したところがたくさんあります。いろんな質問の時間もあるし。その研修の報告書を見ても、かなりレベルの高い講師を呼んでやっていただいていると思います。全国的に見ても、幼稚園と保育園が研修を同時にやっているなんて、千葉市ぐらいです。どこもないです。私はこれを高く評価しています。

○**久保会長** 幼保小ですね。

○**榎沢委員** ですから、幼稚園と保育所の相互発達ということがあるので、簡素化して終わってしまったのでは十分な意義がないので、そこでの話し合いというのが必要ということをお願いしたかったので、やっていたというのであれば、よかったです。

○**畠山委員** それは高く評価しています。

○**久保会長** では、千葉市ではかなりやっつけらっしゃるということで、事務局は何かございますか。お願いいたします。

○**大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長** 両委員様、ありがとうございます。畠山委員がおっしゃったとおり、民間の私立幼稚園、民間保育園と公立保育所と市が協力して行い、それぞれの会員にお越しいただくというのは、意味のある活動だと思っております。そして、更にそれを深めていくことで、もっと充実したものにしていくべきとのご意見もそのとおりであると思えます。やはり、ここも新型コロナウイルスの影響を受けずにどうやって今後組み立てていくかが課題ではありますが、できました協力関係をさらに強くして、お子さんに充実した保育を提供できるように頑張らせて参りますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○**久保会長** では、よろしくお願いたします。

○**畠山委員** 提案ですが、今、大学などでは何百人単位の研修をZoomでもやっているし、我々、県の連合会もZoomで研修を行って非常に好評です。移動時間がなくて、大学の先生を講師に選んで行えば全部できます。質問やグループ討議などもチャットを使ってやって、かなりレベルが上がっていますから、新型コロナウイルスの影響で研修をやらないのではなくて、開催方法を工夫してぜひ続けてほしいと思います。

○**久保会長** では、事務局、お願いいたします。

○**大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長** 我々も市長から、決して新型コロナウイルスを言い訳にせずに、きちんとできる方法を考えるよう指示を受けております。引き続き、どのような

ことができるかという視点で考えて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

○久保会長 そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員 久留島です。よろしくお願い致します。

何点か出てきた中で質問をさせていただきたいのですが、療育の部分について、質の担保のために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの活用などを考えられているのでしょうか。

あとは、幼保小の連携は、以前にもここでお願いしましたが、教育委員会の方もいらっしゃらなかったりして、子どもの接続というのは保護者の接続でもあるので、その辺のフォローアップをこども未来局などから、初任者研修の中に保育・幼児教育について、また管理職研修の中に、今やるのがたくさん入って大変だけれども、学習指導要領に、子どもの姿、子どもの遊び、経験したことをもとに授業を作るように明確に明記されたので、その辺をしっかりと、縦割りになってしまうところをうまくやっていく仕組みを、ご検討いただければと思っています。そういう連携が今あるのでしょうか。

もう1点は、乳児の健康診断等でどうしても抜けてしまう人たちがいて、その人たちのフォローを誰がするかによって、子どもの命が救われるところもあって、やはり児童相談所が関わったほうが良いようなことがあるのか、その辺の横の連携が、千葉市の中でどうなっているのか。

その3点についてお聞かせいただければと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 委員、ありがとうございます。

特別支援教育コーディネーターですが、当局ではないのですが、他局にあればそれを活かし、なければ委員のご指摘のとおり、どのようなことができるか、コーディネーターの形でなくても、協力関係を築いて適切に対応していく方向で考えて参ります。

2点目の初任者研修等の内容に加えることも併せまして、教育委員会の担当課とは、定期的に幼保小連携の情報共有をしておりますので、今から間に合うかということはあるかもしれませんが、そのようなご意見があったことを確実に伝えまして、何らかの形で活かさないか、取り組んで参ります。ありがとうございます。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○岡田健康支援課長 健康支援課です。乳幼児健診に来られなかった方のフォローでしょうか。

○久留島委員 来られなかった人で、追えなかったり、アプローチできなかった場合に、以前にも確実にやっていたらという事は伺ったのですが、そのときに、どこで誰が会うかによって、結構違ったりすることもあると思います。もう少し児童相談所の対応があったほうが良いと思います。そういう横の繋がり、このケースはどうしようかというのが、要保護児童対策地域協議会以外にも何かあるのでしょうか。

○岡田健康支援課長 乳幼児健診の未受診者対策は、力を入れているところです。やはり虐待の恐れがあるところですので、各保健福祉センター健康課の保健師、看護師、助産師などが訪問し、ここにも書いてありますけれども、夜間や休日に訪問するなど、色々な策を取りながらやっております。どうしても会えない方については、外国の方や転居されている方など、住民票は置いているけれども住んでいない、居住実態がない場合もありまして、そういう場合は全部児童相談所に報告して、児童相談所で動いていただくシステムは出来上がっていますので、限りなく未受診

者をゼロにする、居住実態不明な子をゼロにする横の繋がりで、対策を取っているつもりです。

○久留島委員 ありがとうございます。

○久保会長 そのほか、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 先ほど、原委員のお話を聞いて少し思ったことがありました。今年度の事業で、認定こども園の研究ということですが、これまで公立園でやられてきた部分があったと思います。こども園の特徴として、種別や定員数や規模の違いはありますが、やはり1号、2号の途中での乗り換えができる中で、保護者の多様なニーズに応えることができることは、一つの特徴だと思っております。認定こども園でどのような保護者のニーズに応えることができるのかといった研究を、こども園という括りの中で一緒に考えていく場を設けていただけたらと思いますので、よろしく願いできればと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、現在のこども園制度ができてから6年目です。色々な事例が積み重なっております。私ども、認定こども園に移行された園との意見交換の場も定期的に頂いておりますので、そういった中で、ご意見を頂いたような内容も研究できるかどうか等々踏まえまして、あるいは内部でも考えられるか、検討させていただきます。ありがとうございます。

○久保会長 そのほか、よろしいでしょうか。

○久留島委員 1点だけ、これは意見というかお願いです。

NPOで、父親の子育て支援ということで事業を受けて取り組んでいるのですが、その辺の評価をしっかりと、ある程度成果が出ないのだったら考えていくなどです。

今、国の方でも、急に厚生労働省の審議会で、父親の産休の仕組みがどうかということもあって、そういう意味では今回コロナで、うちの近所でもかなり在宅勤務の人が増えて、でも在宅勤務の人は何をしているかといったら、自分の趣味に閉じこもって、何をやったらいいのか分からない人がもしかしたら結構いるのかなと思います。父親を土俵に上げるために何ができるのか、最初に子どもが来ているのは、やはり子どものことから来ていて、それで子育ての支援が来ているわけなので、その辺に父親がどう関心を持てるかというところを、今後、また一緒にご検討いただければと思います。

○久保会長 意見ということですが、事務局、お願いします。

○栢見幼保支援課長 幼保支援課でございます。

父親の子育て、そうしたところへの支援については、これまで何点かやってきているところですが、やはり効果というもの、今、委員のおっしゃったように時代的なところで、環境的な変化というところもあろうかと思えます。そうしたことを踏まえまして、今後も、色々と効果的な支援について、引き続き検討していきたいということでございます。

○久保会長 よろしく願いいたします。そのほか何かございますか。よろしいですか。

それではご意見がないようですので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○久保会長 ありがとうございます。それでは事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（２）「令和２年度における教育・保育施設等の整備状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長の大坪でございます。

それでは、議題（２）「令和２年度における教育・保育施設等の整備状況について」をご説明させていただきます。

資料２－１「令和３年４月に開園する教育・保育施設等について」をご用意ください。今年度、これまでに審査を行いまして、認可、認定が適当と決定した施設の一覧を、ご紹介いたします。

なお、新しく開園する教育・保育施設等の利用定員、お子さんを何人預かれるかという定員の設定につきましては、この会議での意見聴取を義務付けられておりますので、議題として取扱いさせていただきます。

基本的には、資料に掲載の認可定員と同じ数字を原則とさせていただき予定でございます。前回３月に、本年度の整備計画、どの施設を何人分作るかという計画について、ご説明をさせていただいたところございまして、それに基づいて公募等を行いました。この１０月に中間報告をさせていただきます。

そして、次回、来年３月を予定しておりますけれども、最終的な利用定員を含めた施設等のご承認をいただきまして、決定するスケジュールとなります。それでは、順にご説明をいたします。

まず、１ページ目の右上の欄でございます。現時点における全体の整備予定量として、１８施設４６８人分の増加と記載させていただいております。整備の計画では７３８人としておりますので、現時点におきましては、約６３％の達成状況になります。

まず、「１ 新規開設園」の（１）「認定こども園」でございます。一番下に全体の定員数の合計を記載しておりまして、幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行が２園となっており、３歳以上のお子さんのうち、保育が必要なお子さんの定員である２号定員が２０人分、それ以外のお子さんである１号定員が１２０人分となっております。なお、幼稚園から認定こども園への移行は、本年４月までに３０園が移行しておりますので、来年４月には３２園となります。

次に、２ページ目をご覧ください。（２）「保育所」でございます。上の段の区分、保育所の新設につきましては６園で、２５８人分の増加となっております。次の区分、小規模から保育所への移行につきましては、保育の必要な３歳未満児である３号認定のお子さんを預かります定員１９人以下の小規模保育事業が、２号定員、３歳以上の定員を加えるなどして保育所に移行するものがあります。４園で、２号と３号の定員が合計で１００人増加いたします。

次に、３ページでございます。（３）「小規模保育事業」でございますけれども、新設が１園で、定員は１９人分の増加でございます。

次に、（４）「事業所内保育事業」でございますが、こちらも３歳未満児の方を対象としておりまして、事業所に勤める従業員のお子さんと地域のお子さんの双方をお預かりするものでございます。１園で合計定員は３０人、うち地域のお子さんをお預かりする地域枠の設定は２７人でございます。

次に、（５）「幼稚園（給付対象へ移行）」でございますが、私立幼稚園が、新しく新制度の確

認を受けて1号定員を設けるものでございまして、2園で210人となります。

次の4ページをご覧ください。「2 定員変更」でございます。既存施設の改修等により定員を増やすものでございます。認定こども園と保育所の定員増で4園、2号、3号の定員は44人の増、1号定員は33人分の減となっております。

次に、「3 定員減」でございます。5ページをお開けください。既存の保育園が1園、2号の定員を1人分減少させるものでございます。

以上が、令和3年4月1日に開園する予定の施設でございます。ご参考までに、今年度の設置認可部会におきまして、7月に開園する教育・保育施設等を決定いたしましたので、併せてご説明をいたします。

新規開設1園、事業所内保育事業が合計定員15人、うち地域枠の設定が9人の園が、7月に開設する予定でございます。こちらは、次の年度の事業計画の方策として計上される予定でございます。以上が、資料2-1の説明でございます。

続きまして、資料2-2のご説明をさせていただきます。「確保方策（「教育・保育」の提供）の進捗状況【全区】」というページをご覧ください。先ほどの資料でご説明いたしました令和2年度の整備見込みの468人から定員減1人を差し引きしました467人が、この「子育て支援事業計画」の中で、どのように位置付けられているかについて、ご説明をいたします。

1枚目は市全体の数字でございまして、2枚目以降はそれぞれの区ごとになっておりますけれども、お時間の都合もございまして、1枚目の全区の資料でご説明をさせていただきます。表の見方でございますが、左側の「量の見込み」欄は、ニーズ調査に基づきます保育需要、中央の「確保方策」の欄は、量の見込みに対応した受け皿を確保するための定員数を定めておりまして、ここまでが計画ベースの部分になります。

それに対しまして、右側の「確保量」欄には、整備実績等を含めました定員数を、進捗状況として記載しております。それぞれ、各年度の4月1日の時点の数値を示しております。例えば、表の下から2行目、令和3年度の3号の0歳というところをご覧ください。量の見込み、保育の需要が1,826人であるのに対しまして、確保方策の計画が1,929人とありますが、この年の整備したい目標量でございます。

さらに右側の確保量につきまして、1,843人とありますが、実際に、この年にどこまで確保できたかという整備の実績数値となります。

令和2年度の整備の状況でございますが、4月に向けた整備となりますので、令和3年度の確保量欄に、現時点の整備見込みが反映された数字がございます。進捗状況は、令和2年度と3年度の数字の差になります。

なお、保育を必要とするお子さんの数は、2号の保育利用と3号の1・2歳、0歳の3つの数字を足し上げたものとなりますので、そこをAとBで括っております。

右側のコメント欄をご覧ください。進捗状況を記載しております。確保方策である事業計画の拡充量は、冒頭にも申しましたが738人です。これに対して、確保量であります現時点での整備見込みはB-Aの数字になりまして467人となっております、達成率は63.3%となっております。

2号の保育利用につきましては、確保方策を達成する見込みでございまして、3号の0歳児につきましては、量の見込みを充足する見込みであります。

一方、2号の量の見込み、3号の1・2歳児の量の見込み及び確保方策、そして3号0歳児の確保方策につきましては、それぞれ記載のと通りの達成率、充足率となっております。現時点では目標に届いていない状況でございます。

次ページ以降の区ごとの状況につきましては、説明は省略させていただきますけれども、考え方は同様でございます。本年の整備の進捗状況につきましては、説明は以上でございます。ありがとうございました。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。では、久留島委員、お願いします。

○久留島委員 整備の数のご説明、ありがとうございました。千葉市に長く住んでいると、区によって、数の情報、例えば生活保護世帯やひとり親世帯というのは、かなり偏りがあるような気がして、やはり保育に当たるときに、その辺のケアについて、それは量だけ、人数だけでは測れない部分があると思うのです。実際に働いている人たちからもそういう声はありますし、小学校の教員から聞いても、「あの地域に行くと、生徒指導が結構大変なんだよ」という話があったりします。でも、それは地域や家庭の在り方にも関わってくるところがあるので、そういうところも検討されていることがあるのかどうか、伺わせていただければと思います。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 ご意見ありがとうございます。まず、この教育・保育の事業計画は、ニーズに基づく確保の計画でございますので、それ以外の地域の社会状況や世帯の傾向、そういった保育ニーズに表れないものは、直接この計画には入っておりません。

ですので、例えば保育所ごとのお子さん、保護者への支援、家庭支援、地域活動など、そういった個別によるところとっておりますので、そこは引き続き既存の施設への監査・指導、あるいは巡回に行った際の相談など、そういったところで質を高めて、お子さんの育ちを健やかにするように頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○久保会長 木村委員、お願いします。

○木村委員 いわゆる充足など、数字はいろいろ出て参りますが、実はこの中身がもっと大切になってくるのではないかと考えています。というのは、昨今のニュースなどで、例えば10月に起こりました千葉県印西市の小規模保育園が閉園するというお話でありますとか、東京都でも、そういった認可外の保育園ですとか、豊島区ですと認可保育園が急に廃園になるということがニュースになっています。千葉市にそれがなかったかということとそんなことはなくて、2019年1月には認可外の中央保育所が閉園をして、そこにいた子どもたちが、次に行くところを心配されたということが起こっています。

なぜ、こうして充足をしてきた中で、このことを問題視しているかといいますと、当然子どもたちの出生、子ども人口は減っています。ところが、施設はどんどん充足していきます。当然そこには、これからは定員割れという問題が必ず出てきます。例えば、株式会社立などでは、突然閉園をし、そこに残された子どもたちが、必ず犠牲になっているという認識は、絶対持つべきだと思うし、毎年この認可した報告の表を見ると、本当に大丈夫なのかと思います。

作っていくのはいいですが、突然閉園する、もしくは保護者からクレームがたくさん出るような保育がなされているということでは、本当に認可行政といいますか、認可の意味がなくなって

しまうと思うのです。それは、こういった確保方策の数字には全く出てきません。

先ほどの13の新規参入の事業推進の中には、本当は対応策をこうして、質を確保する、そして、子どもたちに迷惑になるような、もしくは突然保育園を移らなければならないようなことが起こらないようにするという事でないといけません。というのは、千葉は民間保育園が147、公立が55、そのうち認定こども園が2園ありますし、認定こども園は30、公立を含めると、36も認定こども園があります。

ご存じのように、幼稚園も相当数、50数園ありますし、小規模に至っては、ここ数年で70か所もあります。少なくとも310の施設が既にあります。だから、足りないからといって、どんどん増やしていったら、その後の5年先、10年先の、そういった犠牲になる子どもたちが出ないのかということも、きちんと心配して長期的に計画を立てて、なおかつ、そういった先ほどの事例のように、突然廃園することが、絶対に千葉市で起こらないという指導監督、また保育の質の向上を図っていく行政責任があるのではないかと考えているところでもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保会長 それでは、今のご意見について、事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長です。ご意見ありがとうございます。

まず、整備につきましては、おっしゃるとおり、特にこの第1期の「千葉市こどもプラン」が策定されて、年間約1,000人の受け皿を整備してきた経緯はあり、多くの民間園が増えてきました。事業計画はニーズに基づいた確保をしていくものでございます。そこは、制度として、まずすべきところはいたします。ただ、おっしゃるとおり、我々も、特に最近、保育ニーズというものがまだありますが、極めて地域が限定されているなど、そういったことは肌で感じております。ですので、整備地域を、これまでは駅周辺1キロ程度であれば認めていたものを、よりニーズの高い地域に限定する等々、なるべく継続的に運営等が可能になるように整備の手法を少しずつ変えてきているところでございまして、委員の大変なご懸念も踏まえまして、さらに整備計画においてどのように進めていけばよいのかを、引き続き、手法を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○木村委員 今のお答えに対しての私の意見ですけれども、新規の小さなところをたくさん増やすのではなくて、例えば幼稚園が認定こども園になるときに増員するであるとか、公立を民営化するときには人数を増やすとか、それから、今後は公立を建て替えるということもあるでしょう。そういった統廃合の中で吸収する人数、地域のそれを増やすのであって、重点的に、いわゆる小規模をこれ以上増やす方向性は、少し危険ではないかと思っておりますので、ご配慮をお願いします。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 申し訳ありません。そもそも、このプランの基本方針ですが、整備方針は、まずは既存施設の活用、これがおっしゃるとおり一義でございます。認定こども園への移行等も進めていき、基本は既存施設の枠を増やすところで進めていくのが大方針でございます。その上で、足りないところにつきましては整備手法として、先ほど申した園の整備を考えておるところでございますので、引き続き、そのように進めて参ります。

○久保会長 島山委員、お願いします。

○**畠山委員** 私も木村委員の意見に賛成のところがあるのですが、やはりこれから量を確保されたら、質の向上がものすごく大事だと思います。1つは今、巡回指導もしていますけれども、もう一つは検査体制をきちんと整備すべきだと思います。何回か申し上げているのですが、こども未来局の中に検査部門を設けて、それで施策がきちんと実行されているかどうか、きちんとやるべきだと思います。

県の場合だと、いろいろな検査で自己評価項目がものすごくあって、それを每期きちんとやっているかどうか、その検査をやっているかどうかを見に行くと、それ以外は抜き打ち検査をもっとしたほうがいいと思います。例えば、小規模保育所や株式会社などで、私どももそこから来た人を雇ったことがあるけれども、「普段いるべき職員がきちんと配置されていなくて、怖くてやっつけられない」といった話などがありますから、そういった配置がどうなっているのか、それから0歳児の寝かせ方など、そういうところも、予告しないで見に行くような部隊を作ったほうがいいのではないかと思います。

あとは、それぞれ幼稚園も保育園もそうですけれども、今、千葉市はいろいろな研修活動に助成してもらっているんで、その辺は各業界も一緒になってやっていくので、あとは検査の体制をきちんと確立してもらったらどうかと思います。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**秋庭幼保運営課長** 幼保運営課でございます。

質の確保の部分、特に検査というご指摘でしたけれども、これにつきましても、局を跨いだ大きな話になりますので、一足飛びという訳にはいかないかもしれませんが、私どもとしては引き続きになりますけれども、その体制の検討は進めて参りたいと思います。

また、委員におっしゃっていただきました自己評価や集団指導です。大体どの園でも指摘されるところは似通っているところから、そういったところをまずは集団的にお話しさせていただいて、回る前に自ら評価していただく、気をつけていただくという手法も取り入れてやっていきたいと思っております。

保育の質の向上をしていこうとすると、外形的に見て、職員の数が足りない、面積が足りないなど、数値上はつきりしているところは、ある意味隠しようもないといえますが、指導の仕方もあるのですが、どうしても保育の内容そのものになっていくと、なかなか難しいところがありまして、やはりそういったところは、巡回指導を中心に、何度も何度も繰り返しても指導をしていくしかないと思っております。

また、それ以外の見えない部分といいますか、数値に表せない部分の指導をどのようにしていくかは、引き続き検討課題だと認識しております。

○**久保会長** よろしくお願いいたします。

そのほかご意見、ご質問ございますか。では、大森委員、よろしくお願いいたします。

○**大森委員** 木村委員や畠山委員のご意見と重複するかもしれませんが、先ほど木村委員から印西市の保育園が閉園するというニュースのお話がありましたが、実際には今月いっぱい閉園するのに、18日に保護者に通知しています。ですから、2週間足らずしか期間がない中で、保護者の方々は違う保育園を探したり、行政から勧められたりという作業になるのだらうと思います。

この閉園については、もう何年も前から起き始めていて、保育園を始める際には行政の認可が

必要なのに、閉園する際には事業者の一方的な宣言で閉園することができてしまうのでしょうか。報道を見ると、行政に届け出て閉園したなんてことは、ほとんど書かれていません。ほとんどが説明会も開かれず、おまけにひどいところは即日閉園した園もあるぐらいです。

です。我々は千葉市ですけれども、既に印西市でそのようなことが起き始めているということは、そういうことが近づいてきているし、千葉市内の民間保育園ですら、協議会の調べでは100か所を超える施設が既に定員を割っているという結果も出ている中で、この閉園に対するリスクの察知、把握など、そういうものはどのように考えていらっしゃるのかというのが一つです。

定員が割れていたり、今年度は待機児童がゼロになったり、それから公立保育所の民営化も発表されている中で、この5年計画の1年目がスタートして、5年後まで毎年この計画が続くのか、何をもって満たされたと、量の見込みを充足しないと終わらないのか、何をもってこの計画がきちんとできたと判断するのかを、実態はもう100か所も定員が割れているのに、量の見込みには達していないと言いながら5年も作り続けていかなければいけないのか、その辺の判断基準、どのように判断するのかをお聞かせいただきたいと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長です。ありがとうございます。

まず、閉園の手続きですけれども、認可事項ですので、市町村あるいは都道府県、指定都市に廃止認可申請をして、それを審査して決定する仕組みですので、事後届といったことではないです。ただ、認可の際は募集要項を事前に配布して、何か月も前から見ているのに対しまして、廃止はぎりぎりになって申し出てくるケースが、今回あったことだと存じております。

制度としては事前に協議を経た上で、おっしゃるとおり、残された子どもが困らないような審査を経て、市町村、都道府県が認可するものでございます。

それから、リスクの察知あるいは定員を割っているという事実でございます。私どもも、認可事業所の4月等立ち上がってからの定員と子どもの推移を見ていまして、やはり状況が変わってきているというのは存じております。

一方で、全国的な動きとしては、この間も全国の待機児童が、結局2020年度末達成できなくて、さらに数年先という話も出ておりまして、全国的には足りないところはやはり作っていく流れにはなります。

ただ、この事業計画は量の見込み等や確保方策等につきまして、やはり中間見直しをして、適宜見直して進めていくものでございます。そういったニーズにも頭打ち、あるいは場合によっては下がるなど、そういったときは計画の手續に基づきまして修正をして、確保方策等の在り方を見直します。それは、ほかの事業につきましても同様でございます。

さらに、こういった広域的な計画ですので、具体的にその地区ごとのニーズにどこまで対応できるかというのは、どうしても、我々事務方の一つ一つの案件への対応となりますけれども、この計画の位置付けとしては、おっしゃられたご意見を見直しの際にきちんと検証して、一人もお子さんが迷わないように進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○久保会長 そのほか、原委員、よろしくお願いたします。

○原委員 また保育園の募集の時期になって、保育園の申請に行くと、毎回、「数は足りているので、場所を選ばなければ入れます」と言われます。でも、実際問題、今、私も旦那も7時13分と

7時30分の電車に乗らないと始業時間に間に合わない現状があって、そうすると通える園は限られてきます。そういったニーズは、どうやって調査されているのかを知りたいです。

○久保会長 お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 この計画は、保護者の通勤圏内などよりも広域的なもので確かに判断をしています。でも我々の整備の募集をする際は、お住まいの方のニーズを踏まえて、どれぐらいの距離に云々というところまでは細かく設定をしているものではないのですが、より利便性の高い駅周辺に補助金を出すといった形で、それでも家から遠くなる方がいらっしやるかもしれませんけれども、可能な限り、そうならないところにピンポイントで作っていくような形で進めております。

ですので、それぞれの方のお住まいから利便性の高いところに作っていきますと、どうしても地域によって保育所の人数が偏在をして、そこの保育所に利用者が全部埋まるかどうか、そういったことも懸念をされますので、やはりバランスをとって、少しでも多くの方がより安心して預けていただけるように、整備あるいは既存施設の継続を促していくということになります。

お答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

○久保会長 よろしいですか。なかなか大変ですけれども。

そのほかご意見、ご質問ございますか。では、片岡委員、お願いいたします。

○片岡委員 うちのご利用者様は、最近、特にこの季節になると多くなるのですけれども、育休を3年取れるのに、3歳児から入れるところがないので、前倒して育休を短くして繰り上げて、1年から復帰しようか2年から復帰しようか、本当に悩んでいらっしやる方が多いです。育児相談の中でも、そういった傾向がすごく多くて、コンシェルジュなども、やはりそのことを毎回言われるたびに、要は年長が出た分だけ2歳児がいるから、もう1人しか入れないのが明確だとか、2人しか入れないという声を聞くと、「加点の点数の問題から考えても、うちは絶対入れないだろうなと思うんです。」と、すごく絶望的になります。

でも、本当に仕事は続けたいし、子どもはきちんとしたところに預けたいし、小規模に入れて、取りあえず年少で転所する方法をとるしかないと言われてしまうと、では何のための育休期間なのかと思います。制度としてあるのに、それを使えない現状を何とかしてもらいたいと、本当に涙ながらに切々と、毎日何十人ものお母さんと接していると、本当に身につまされてしまいます。

この現状、待機児童をゼロにしようと思って、一生懸命取り組んでいるのは本当によく分かります。ただ、その後、2歳児が終わった際に転園をしなくてはいけないことが現実として分かっているのです。今度、3歳児難民が、私たちも日々接しているとすごく思います。やはり、確保とプラス質の向上というところにおいては、そここのところも注目して、もちろん考えてくださっているのは十分分かるのですが、そこをもうちょっとクローズアップして取り組んでいただけのが見えてきたとしたら、親御さんにとっても少しは安心になるのと思うし、また自分たちの人生の計画の中でも、いろいろな考え方、工夫が具体的に出てくると思うので、そここのところだけお願いしたいと一点思います。

もう一点ですけれども、うちの施設は「赤ちゃんの駅」になっています。実は「きぼーる」全体でゴミ箱が1つもないです。女性のサニタリーは別ですけれども、ゴミ箱は一切置いていません。電車・バスを使って遊びに来られる方も本当に多いですが、このコロナの関係でロッカーを

日に2回、閉館した後に消毒する際に、やはりかなりの臭いがします。おむつ交換したものをロッカーの中に荷物と一緒に置いておいて、それをまた持って帰らなくてはいけない中では、「赤ちゃんの駅」なのに、おむつを捨てられる場所がないのは、みんな自分で出したごみは持つて帰るといのが社会通念上身にしみているから、文句を言う方はごく一握り、本当に一握りの方だと思います。経済的にゆとりがあって、お金をかけて消臭タイプのバッグを買ってくる方がほとんどです。でも、それすらも買ってこられない生活状況の方も実際にいらっしゃいます。なので、おむつをまるめたままバッグに突っ込んで帰られる方もいらっしゃる現状もある中で、「赤ちゃんの駅」の整備、ごみが出るので予算的なものもあると思うのですが、その辺を整備していただけたらと思います。

○久保会長 お願いいたします。

○大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 まず1点目につきまして、3歳児の受け入れ、ほかの委員の方からもお話があった点でございますので、了解いたしました。やはり先ほどからもお話にあります幼稚園の認定こども園移行、これが3歳児からの預け先として、我々もより進めていく必要があると思っていると同時に、認定こども園でなくても長時間預かりを行っていたいる幼稚園も多いですから、そういったところの裾野を増やしていく等々、定員割れしている園が一定数あるのも事実でございますので、既存施設を皆さんに使っていただくことを中心に考えて参りたいと思います。ありがとうございます。

○久保会長 お願いいたします。

○宮葉こども企画課長 こども企画課でございます。

「赤ちゃんの駅」のごみの捨て場所につきましては、ご意見を踏まえまして、どこまでできるか研究させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○久保会長 それでは、そろそろ時間ですけれども、これだけはということがございましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それではほかにご意見がないようですので、議題につきまして、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○久保会長 ありがとうございます。それでは事務局案のとおり決定いたします。

次に、次第3になります。「その他」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長 こども企画課でございます。

次回の開催予定でございますけれども、来年3月を予定しております。日程につきましては改めて調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○久保会長 それでは、全体につきまして、もしご意見、ご質問等ございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見等、事務局もこれ以上お知らせはないということですので、予定していた議題は以上で終了となります。

委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうも皆様ありが

とうございました。

それでは事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

○安西課長補佐 それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。